【資料】

再生可能エネルギー熱証書の利用に関する法律案

一法案作成講座第 14 期: 2018 年 12 月

2004年から、毎年秋に、一つのテーマを決めて法案を作成する自主講座「法案作成講座」を開催してきた。2018年のテーマは、再生可能エネルギーの熱証書の利用促進を図るための制度とした。参加者から、法案に盛り込むべき事項について意見を聞いてから、参加者と対話をしつつ、法案を作成した。完成した法案は、再生可能エネルギーの熱証書の発行のための評価機関と評価を行う者の養成のための仕組みを規定するとともに、熱証書を化石燃料事業者に購入を義務づけるという内容となっている。講座は、キャンパスイノベーションセンター東京で、2018年11月30日、12月7日、21日の18:30-21:00に開かれた。参加者は、一部参加を含め、約14名であった。

再生可能エネルギー熱証書の利用に関する 法律案

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の再生可能エネルギー源への転換が重要であることに鑑み、化石燃料供給事業者による再生可能エネルギー熱証書の利用に関する必要な措置を講ずることとし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「化石燃料供給 事業者」とは、化石エネルギー原料から 製造される石油製品、可燃性天然ガス製 品その他の製品のうち、燃焼の用に供さ れるものとして政令で定めるもの(以下 「燃料製品」という。)の製造(第三者に 委託して製造することその他の製造に準 ずる行為として燃料製品の種類ごとに政 令で定める行為を含む。)をして供給す る事業を行う者をいう。

- 2 この法律において「特定化石燃料供給 事業者」とは、化石燃料供給事業者のう ち、燃料製品の供給量の規模が再生可能 エネルギー熱の利用の促進を特に図る必 要がある大規模なものとして政令で定め る規模を超える事業者をいう。
- 3 この法律において「化石エネルギー原料」とは、化石燃料のうち、燃料製品の原料であってエネルギー源となるものをいう。
- 4 この法律において「再生可能エネルギー熱」とは、次に掲げるエネルギー源 を執源とする勢をいう。
- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 バイオマス (動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの (原油、石油ガス、可燃

性天然ガス及び石炭並びにこれらから製 造される製品を除く。)をいう。)

- 六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの
- 5 この法律において「認定再生可能エネルギー熱供給設備」とは、再生可能エネルギー熱を供給する設備であって、第七条第一項の規定により認定を受けたものをいう。
- 6 この法律において「再生可能エネルギー熱証書」とは、第十二条第一項の規定に基づき交付されるものをいう。 (基本方針)
- 第三条 主務大臣は、再生可能エネルギー 熱の利用の促進に関し実施すべき施策 (以下「再生可能エネルギー熱促進施策」 という。)を推進するため、再生可能エネ ルギー熱の利用の促進に関する基本方針 (以下単に「基本方針」という。)を定め なければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項 を定めるものとする。
- 一 再生可能エネルギー熱の利用の促進に 関する基本的な指針
- 二 再生可能エネルギー熱促進施策に関す る基本的な事項
- 三 我が国のエネルギー供給における長期 的な観点からの再生可能エネルギー熱供 給の構成に関する事項
- 四 その他再生可能エネルギー熱の利用の 促進に関する重要事項
- 3 基本方針は、地球温暖化をめぐる状況 の変化を踏まえつつ、エネルギーの安定 的な供給の確保並びに、地球温暖化の防 止及び地域環境の保全が図られたエネル ギーの需給の実現を図ることを旨として、

- 長期的な観点から総合的かつ効果的に再 生可能エネルギー熱促進施策の推進を図 ることを基本理念として定めるものとす る。
- 4 主務大臣は、基本方針の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 5 主務大臣は、前項の規定により基本方 針の案を作成しようとするときは、あら かじめ、その趣旨、内容その他の必要な 事項を公表し、広く国民等の意見を求め なければならない。
- 6 主務大臣は、基本方針を定めたときは、 遅滞なく、これを公表しなければならな い。
- 7 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二章 執証書の購入義務

(再生可能エネルギー熱証書の基準購入 量)

- 第四条 特定化石燃料供給事業者は、毎年 六月一日までに、主務省令で定めるとこ ろにより、その年の四月一日から翌年の 三月三十一日までの一年間(以下「届出 年度 | という。) に購入をすることを予定 している再生可能エネルギー熱証書の基 準購入量 (その特定化石燃料供給事業者 が当該届出年度において購入をすべきも のとして、当該届出年度の前年度におけ るその特定化石燃料供給事業者の燃料製 品の供給量を基礎として、燃料製品の種 類に応じて政令で定めるところにより算 定される再生可能エネルギー熱証書の量 をいう。以下同じ。) その他主務省令で定 める事項を主務大臣に届け出なければな らない。
- 2 届出年度の四月一日から六月一日まで の間に燃料製品の供給を開始した特定化 石燃料供給事業者に関する前項の規定の 適用については、同項中「四月一日から」

とあるのは「当該特定化石燃料供給事業者が燃料製品の供給を開始した日から」と、「当該届出年度の前年度におけるその特定化石燃料供給事業者の燃料製品の供給量」とあるのは「当該届出年度におけるその特定化石燃料供給事業者の燃料製品の供給量の見込み」とする。

(再生可能エネルギー熱証書の購入義務)

- 第五条 特定化石燃料供給事業者は、毎年 度、主務省令で定めるところにより、基 準購入量以上の量の再生可能エネルギー 熱証書の購入をしなければならない。 (勧告及び命令)
- 第六条 主務大臣は、特定化石燃料供給事業者の再生可能エネルギー熱証書の購入量が基準購入量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その特定化石燃料供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、期限を定めて、第五条の規定に従って再生可能エネルギー熱証書の購入をすべきことを勧告しなければ
- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定化石燃料供給事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該特定化石燃料供給事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(再生可能エネルギー熱供給設備の認定)

ならない。

- 第七条 再生可能エネルギー熱を供給する 設備を用いて熱を供給し、又は供給しよ うとする者は、主務省令で定めるところ により、次の各号のいずれにも適合して いることにつき、主務大臣の認定を受け ることができる。
- 一 当該供給し、又は供給しようとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生可能エネルギー熱を供給する設備が主務省令で定める基準に適合すること。

- 二 その熱の供給の方法が主務省令で定める基準に適合すること。
- 2 主務大臣は、前項の認定の申請に係る 熱の供給が同項各号のいずれにも適合し ていると認めるときは、同項の認定をす るものとする。
- 3 主務大臣は第一項の認定に係る熱の供 給が同項各号のいずれかに適合しなく なったと認めるときは、当該認定を取り 消すことができる。
- 4 前各項に規定するもののほか、第一項 の認定に関し必要な事項は、政令で定め る。

(供給した燃料製品の量等の届出)

第八条 特定化石燃料供給事業者は、毎年 六月一日までに、主務省令で定めるとこ ろにより、その年の前年の四月一日から その年の三月三十一日までの一年間にお ける燃料製品の供給量その他主務省令で 定める事項を主務大臣に届け出なければ ならない。

(帳簿の記載)

第九条 特定化石燃料供給事業者は、主務 省令で定めるところにより、帳簿を備え、 その購入した再生可能エネルギー熱証書 の量その他主務省令で定める事項を記載 し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

- 第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、化石燃料供給事業者 又は第七条第一項の認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 主務大臣は、この法律の施行に必要な 限度において、その職員に、化石燃料供 給事業者又は第七条第一項の認定を受け た者の事業所又は事務所に立ち入り、帳 簿、書類その他の物件を検査させること ができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員

- は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈 してはならない。

第三章 熱証書の評価 第一節 評価基準 (評価基準)

- 第十一条 主務大臣は、再生可能エネル ギー熱供給設備が供給する熱量を評価す るための基準(以下、「評価基準」とい う。)を定めるものとする。
- 2 評価基準は、利害関係人の意向を適切 に反映するように、かつ、その適用に当 たって同様な条件の下にある者に対して 不公正に差別を付することがないように 定め、又は変更しなければならない。
- 3 主務大臣は、前項の規定により基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民等の意見を求めなければならない。4 主務大臣は、評価基準を定め、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該評価基準又はその変更の案について、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。
- 5 主務大臣は、評価基準を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを告示し なければならない。

(熱証書評価)

第十二条 第十三条から第十六条までの規定の定めるところにより主務大臣の登録を受けた者(以下「登録熱証書評価機関」という。)は、申請により、再生可能エネルギー熱証書評価(認定再生可能エネルギー熱供給設備から定められた期間内に得られた熱供給量について、前条に定める評価基準に従って評価することをいう。

以下同じ。)を行い、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定める標章を付した再生可能エネルギー熱証書(以下「熱証書」という。)を交付することができる。

- 2 前項の申請の手続その他熱証書の交付 に関し必要な事項は、主務省令で定める。
- 3 何人も、第一項の場合を除き、再生可能エネルギー熱の供給量に関する評価書、エネルギーの売買契約に係る契約書又はこれらに添付する書類に、同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

第二節 登録熱証書評価機関

(登録)

- 第十三条 第十二条第一項の登録(第十九 条を除き、以下この節において単に「登録」という。)は、同項に規定する業務 (以下この節において「評価の業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。
- 2 前項の申請は、主務省令で定めるところにより、評価の業務を行おうとする再生可能エネルギー熱の種類に応じ、主務省令で定める区分に従って行わなければならない。

(欠格条項)

- 第十四条 次の各号のいずれかに該当する 者は、登録を受けることができない。
- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法 律の規定により刑に処せられ、その執行 を終わり、又は執行を受けることがなく なった日から起算して二年を経過しない 者
- 四 第三十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

- 五 法人であって、その役員のうちに前各 号のいずれかに該当する者があるもの (登録基準等)
- 第十五条 主務大臣は、登録の申請をした 者(以下この項において「登録申請者」 という。)が次に掲げる基準のすべてに 適合しているときは、その登録をしなけ ればならない。
- 一 第十九条の評価員 (熱評価を行う再生 可能エネルギー熱の区分に応じ、主務大 臣が定める資格を有する者又はこれらと 同等以上の知識及び経験を有する者に限 る。以下この号において同じ。)が熱評価 を実施し、その数が、主務大臣が定める 基準に適合するものであること。
- 二 登録申請者が、業として、再生可能エネルギー熱の供給を行う事業者又は化石燃料供給事業者(以下、「熱供給関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 登録申請者が株式会社である場合に あっては、熱供給関連事業者がその親法 人(会社法(平成十七年法律第八十六号) 第八百七十九条第一項に規定する親法人 をいう。以下同じ。)であること。
- ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法 第五百七十五条第一項に規定する持分会 社をいう。以下同じ。)にあっては、業務 を執行する社員)に占める熱供給関連事 業者の役員又は職員(過去二年間に当該 熱供給関連事業者の役員又は職員であっ た者を含む。)の割合が二分の一を超え ていること。
- ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、熱供給関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該熱供給関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。
- 三 評価の業務を適正に行うために評価の

- 業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
- 四 債務超過の状態にないこと。
- 2 登録は、登録熱証書評価機関登録簿に 次に掲げる事項を記載してするものとす る。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録熱証書評価機関の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては、その代表 者の氏名
- 三 登録の区分
- 四 登録熱証書評価機関が評価の業務を行 う事務所の所在地
- 五 第十九条の評価員の氏名
- 六 前各号に掲げるもののほか、主務省令 で定める事項

(登録の公示等)

- 第十六条 主務大臣は、登録をしたときは、 前条第二項第二号から第五号までに掲げ る事項その他主務省令で定める事項を公 示しなければならない。
- 2 登録熱証書評価機関は、前条第二項第 二号又は第四号から第六号までに掲げる 事項を変更しようとするときは、変更し ようとする日の二週間前までに、その旨 を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、前項の規定による届出が あったときは、その旨を公示しなければ ならない。

(登録の更新)

- 第十七条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 第十三条から第十五条までの規定は、 前項の登録の更新の場合について準用す る。

(承継)

第十八条 登録熱証書評価機関が当該登録 に係る事業の全部を譲渡し、又は登録熱

証書評価機関について相続、合併若しく は分割(当該登録に係る事業の全部を承 継させるものに限る。)があったときは、 その事業の全部を譲り受けた者又は相続 人(相続人が二人以上ある場合において、 その全員の同意により当該事業を承継す べき相続人を選定したときは、その者。)、 合併後存続する法人若しくは合併により 設立した法人若しくは分割によりその事 業の全部を承継した法人は、その登録熱 証書評価機関の地位を承継する。ただし、 当該事業の全部を譲り受けた者又は相続 人、合併後存続する法人若しくは合併に より設立した法人若しくは分割により当 該事業の全部を承継した法人が第十四条 各号のいずれかに該当するときは、この 限りでない。

- 2 前項の規定により登録熱証書評価機関 の地位を承継した者は、遅滞なく、主務 省令で定めるところにより、その旨を主 務大臣に届け出なければならない。 (評価員)
- 第十九条 登録熱証書評価機関は、熱証書評価を行う再生可能エネルギー熱の区分に応じ、第三十一条から第三十三条までの規定の定めるところにより主務大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習の課程を修了したもののうちから評価員を選任しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十条 登録熱証書評価機関(その者が 法人である場合にあっては、その役員) 及びその職員(評価員を含む。)並びにこ れらの者であった者は、評価の業務に関 して知り得た秘密を漏らし、又は自己の 利益のために使用してはならない。

(評価の業務の義務)

第二十一条 登録熱証書評価機関は、評価 の業務を行うべきことを求められたとき

- は、正当な理由がある場合を除き、遅滞 なく、評価の業務を行わなければならない。
- 2 登録熱証書評価機関は、公正に、かつ、 主務省令で定める基準に適合する方法に より評価の業務を行わなければならない。 (評価業務規程)
- 第二十二条 登録熱証書評価機関は、評価 の業務に関する規程(以下この節において「評価業務規程」という。)を定め、評価の業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 評価業務規程には、評価の業務の実施 の方法、評価の業務に関する料金その他 の主務省令で定める事項を定めておかな ければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定による届出 のあった評価業務規程が、この章の規定 に従って評価の業務を公正かつ適確に実 施する上で不適当であり、又は不適当と なったと認めるときは、その評価業務規 程を変更すべきことを命ずることができ

(登録の区分等の掲示)

第二十三条 登録熱証書評価機関は、主務 省令で定めるところにより、登録の区分 その他主務省令で定める事項を、その事 務所において公衆に見やすいように掲示 しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条 登録熱証書評価機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この

条において同じ。)の作成がされている 場合における当該電磁的記録を含む。以 下「財務諸表等」という。)を作成し、五年 間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 利害関係人は、登録熱証書評価機関の 業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号 又は第四号の請求をするには、登録熱証 書評価機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の 請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成 されているときは、当該電磁的記録に記 録された事項を主務省令で定める方法に より表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を 電磁的方法であって主務省令で定めるも のにより提供することの請求又は当該事 項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

- 第二十五条 登録熱証書評価機関は、主務 省令で定めるところにより、評価の業務 に関する事項で主務省令で定めるものを 記載した帳簿を備え付け、これを保存し なければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、登録熱証書 評価機関は、主務省令で定めるところに より、評価の業務に関する書類で主務省 令で定めるものを保存しなければならな い。

(適合命令)

第二十六条 主務大臣は、登録熱証書評価 機関が第十五条第一項各号のいずれかに 適合しなくなったと認めるときは、その 登録熱証書評価機関に対し、これらの規 定に適合するため必要な措置をとるべき ことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十七条 主務大臣は、登録熱証書評価 機関が第二十一条の規定に違反している と認めるときは、その登録熱証書評価機 関に対し、評価の業務を行うべきこと又 は評価の業務の方法その他の業務の方法 の改善に関し必要な措置をとるべきこと を命ずることができる。

(報告、検査等)

- 第二十八条 主務大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録熱証書評価機関に対し評価の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録熱証書評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員 は、その身分を示す証明書を携帯し、関 係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査 のために認められたものと解釈してはな らない。

(評価の業務の休廃止等)

- 第二十九条 登録熱証書評価機関は、評価 の業務の全部又は一部を休止し、又は廃 止しようとするときは、主務省令で定め るところにより、あらかじめ、その旨を 主務大臣に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により評価の業務の全部を 廃止しようとする届出があったときは、 当該届出に係る登録は、その効力を失う。
- 3 主務大臣は、第一項の規定による届出 があったときは、その旨を公示しなけれ ばならない。

(登録の取消し等)

第三十条 主務大臣は、登録熱証書評価機 関が第十四条各号(第四号を除く。)のい ずれかに該当するに至ったときは、その 登録を取り消さなければならない。

- 2 主務大臣は、登録熱証書評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第十六条第二項、第十八条第二項、第 二十三条、第二十四条第一項、第二十五 条又は前条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第二十二条第一項の規定による届出の あった評価業務規程によらないで評価の 業務を行ったとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十四条第二 項各号の請求を拒んだとき。
- 四 第二十二条第三項、第二十六条又は第 二十七条の規定による命令に違反したと き。
- 五 評価の業務に関し著しく不適当な行為 をしたとき、又はその業務に従事する評 価員若しくは法人にあってはその役員が、 評価の業務に関し著しく不適当な行為を したとき。
- 六 不正な手段により登録を受けたとき。
- 3 主務大臣は、前二項の規定により登録 を取り消し、又は前項の規定により評価 の業務の全部若しくは一部の停止を命じ たときは、その旨を公示しなければなら ない。

第三節 登録講習機関

(登録)

- 第三十一条 第十九条の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、同条の講習の実施に関する業務(以下「講習の業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。
- 2 第十六条第一項及び第十七条の規定は 登録に、第十六条第二項及び第三項、第 十八条、第二十一条第二項、第二十二条 第一項及び第二項、第二十四条、第二十

五条第一項並びに第二十六条から第二十 九条までの規定は登録講習機関について 準用する。この場合において、第十六条 第一項中「前条第二項第二号から第五号 まで | とあるのは「第三十三条第二項第 二号及び第三号」と、第十六条第二項中 「前条第二項第二号又は第四号から第六 号まで」とあるのは「第三十三条第二項 第二号から第四号まで」と、第十七条第 二項中「第十三条から第十五条まで」と あるのは「第三十一条第一項、第三十二 条及び第三十三条 と、第十八条第一項 ただし書中「第十四条各号」とあるのは 「第三十二条各号」と、第二十一条第二 項、第二十二条第一項及び第二項、第二 十五条第一項、第二十八条第一項、第二 十九条第一項及び第二項中「評価の業 務 | とあるのは「講習の業務 | と、第二 十二条第一項及び第二項中「評価業務規 程」とあるのは「講習業務規程」と、第 二十六条中「第十五条第一項各号」とあ るのは「第三十三条第一項各号」と、第 二十七条中「第二十一条」とあるのは「第 三十一条第二項において準用する第二十 一条第二項 と、第二十七条中「評価の 業務を行うべきこと又は評価の業務 | と あるのは「同項の規定による講習の業務 を行うべきこと又は講習の業務 | と、第 二十八条第一項中「公正かつ適確な」と あるのは「適正な」と読み替えるものと する。

(欠格条項)

- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当す る者は、登録を受けることができない。
- 一 第十四条第一号から第三号までに掲げ る者
- 二 第三十四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であって、その役員のうちに前二

号のいずれかに該当する者があるもの (登録基準等)

- 第三十三条 主務大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。
- 一 熱証書評価に関する法律制度及び実務 に関する科目について講習の業務を実施 するものであること。
- 二 前号の熱証書評価に関する実務に関する科目にあっては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。
- イ エネルギーの使用の合理化等に関する 法律第九条第一項に規定するエネルギー 管理士免状の交付を受けた者(以下「エ ネルギー管理士」という。)であって、熱 証書評価について評価員として三年以上 の実務の経験を有するもの
- ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経 験を有する者
- 三 登録申請者が、登録熱証書評価機関 (以下この号において「熱証書関連事業 者等」という。)に支配されているものと して次のいずれかに該当するものでない こと。
- イ 登録申請者が株式会社である場合に あっては、熱証書関連事業者等がその親 法人であること。
- ロ 登録申請者の役員(持分会社にあっては、業務を執行する社員)に占める熱証 書関連事業者等の役員又は職員(過去二年間に当該熱証書関連事業者等の役員又 は職員であった者を含む。)の割合が二 分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者(法人にあっては、その代 表権を有する役員)が、熱証書関連事業

- 者等の役員又は職員(過去二年間に当該 熱証書関連事業者等の役員又は職員で あった者を含む。)であること。
- 四 債務超過の状態にないこと。
- 2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲 げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏 名
- 三 登録講習機関が講習の業務を行う事務 所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令 で定める事項

(登録の取消し等)

- 第三十四条 主務大臣は、登録講習機関が 第三十二条第一号又は第三号に該当する に至ったときは、その登録を取り消さな ければならない。
- 2 主務大臣は、登録講習機関が次の各号 のいずれかに該当するときは、その登録 を取り消し、又は期間を定めて講習の業 務の全部若しくは一部の停止を命ずるこ とができる。
- 第三十一条第二項において準用する第十六条第二項、第十八条第二項、第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十九条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第三十一条第二項において準用する第二十二条第一項の規定による届出のあった講習業務規程によらないで講習の業務を行ったとき。
- 三 正当な理由がないのに第三十一条第二 項において準用する第二十四条第二項各 号の請求を拒んだとき。
- 四 第三十一条第二項において準用する第 二十六条又は第二十七条の規定による命 令に違反したとき。
- 五 講習の業務に関し著しく不適当な行為 をしたとき、又はその業務に従事する者

若しくは法人にあってはその役員が、講習の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

- 六 不正な手段により登録を受けたとき。
- 3 第三十条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による講習の業務の停止について準用する。 (主務大臣による講習の業務の実施)
- 第三十五条 主務大臣は、次の各号のいず れかに該当するときその他必要があると 認めるときは、講習の業務の全部又は一 部を自ら行うことができる。
- 一 登録を受ける者がいないとき。
- 二 第三十一条第二項において準用する第二十九条第一項の規定による講習の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき。
- 三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 登録講習機関が天災その他の事由により講習の業務の全部又は一部を実施する ことが困難となったとき。
- 2 主務大臣は、前項の規定により講習の 業務を行い、又は同項の規定により行っ ている講習の業務を行わないこととしよ うとするときは、あらかじめ、その旨を 公示しなければならない。
- 3 主務大臣が第一項の規定により講習の 業務を行うこととした場合における講習 の業務の引継ぎその他の必要な事項は、 主務省令で定める。

(手数料)

第三十六条 前条第一項の規定により主務 大臣が行う講習を受けようとする者は、 主務省令で定めるところにより、実費を 勘案して主務省令で定める額の手数料を 国に納めなければならない。

第四章 雜則

(経過措置)

第三十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

- 第三十八条 この法律における主務大臣は、 ○○大臣及び○○大臣とする。
- 2 この法律における主務省令は、主務大 臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第三十九条 この法律による主務大臣の権 限は、主務省令で定めるところにより、 地方支分部局の長に委任することができ る。

第五章 罰則

- 第四十条 第六条第二項の規定による命令 に違反した者は、一年以下の懲役又は百 万円以下の罰金に処する。
- 第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者がその職務に関して賄賂ろを収受し、 又は要求し、若しくは約束したときは、 三年以下の懲役に処する。よって不正の 行為をし、又は相当の行為をしないとき は、七年以下の懲役に処する。
- 登録熱証書評価機関(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員(評価員を含む。)で第十二条第一項に規定する業務に従事する者
- 2 前項各号に掲げる者であった者がその 在職中に請託を受けて職務上不正の行為 をし、又は相当の行為をしなかったこと につき賄賂ろを収受し、又は要求し、若 しくは約束したときは、三年以下の懲役 に処する。
- 3 第一項各号に掲げる者がその職務に関

- し請託を受けて第三者に賄賂ろを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。
- 4 犯人又は情を知った第三者の収受した 賄賂ろは、没収する。その全部又は一部 を没収することができないときは、その 価額を追徴する。
- 第四十二条 前条第一項から第三項までに 規定する賄賂を供与し、又はその申込み 若しくは約束をした者は、三年以下の懲 役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪を犯した者が自首したときは、 その刑を減軽し、又は免除することがで きる。
- 第四十三条 第十二条第三項の規定に違反 した者は、一年以下の懲役又は百万円以 下の罰金に処する。
- 第四十四条 次の各号のいずれかに該当す る者は、一年以下の懲役又は五十万円以 下の罰金に処する。
- 一 第二十条の規定に違反して、その職務 に関して知り得た秘密を漏らし、又は自 己の利益のために使用した者
- 二 第三十条第二項又は第三十四条第二項 の規定による業務の停止の命令に違反し た者
- 第四十五条 次の各号のいずれかに該当す る者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第八条の規定による届出をせず、又は 虚偽の届出をした者
- 二 第九条の規定に違反して、帳簿を備え ず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の 記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 三 第十条第一項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二 項の規定による検査を拒み、妨げ、若し くは忌避した者
- 四 第二十五条第一項(第三十一条第二項 において準用する場合を含む。)の規定 に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記

- 載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、 又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第二十五条第二項の規定に違反した者 六 第二十八条第一項(第三十一条第二項 において準用する場合を含む。以下この 条において同じ。)の規定による報告を せず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第二十八条第一項の規定による検査を 拒み、妨げ、又は忌避した者
- 八 第二十八条第一項の規定による質問に 対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした 者
- 九 第二十九条第一項(第三十一条第二項 において準用する場合を含む。)の規定 による届出をしないで業務の全部を廃止 し、又は虚偽の届出をした者
- 第四十六条 法人の代表者又は法人若しく は人の代理人、使用人その他の従業者が その法人又は人の業務に関して第四十条 から前条までの違反行為をした場合にお いては、その行為者を罰するほか、その 法人又は人に対して各本条の罰金刑を科 する。
- 第四十七条 次の各号のいずれかに該当す る者は、二十万円以下の過料に処する。
- 第十八条第二項(第三十一条第二項に おいて準用する場合を含む。)の規定に よる届出をせず、又は虚偽の届出をした 者
- 二 第二十四条第一項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十四条第二項各号(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の請求を拒んだ者
- *本稿は、公共研究センターの「カーボンプライシングに関する研究」に関わる研究成果である。(公共研究編集委員会)